

兵庫県公報

令和6年3月29日 金曜日 第40号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県立女性家庭センター規則等の一部を改正する規則（児童課）	1

公布された法令のあらまし

◎兵庫県立女性家庭センター規則等の一部を改正する規則（規則第25号）

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定等により、婦人保護施設の名称が女性自立支援施設に変更されること等に伴い、次に掲げる規則について所要の整備を行うこととした。

- 1 兵庫県立女性家庭センター規則
- 2 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則
- 3 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

規 則

兵庫県立女性家庭センター規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第25号

兵庫県立女性家庭センター規則等の一部を改正する規則

（兵庫県立女性家庭センター規則の一部改正）

第1条 兵庫県立女性家庭センター規則（昭和38年兵庫県規則第88号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(援助)」に改め、同条中「、要保護女子」を「、困難な問題を抱える女性」に、「要保護女子等」を「困難な問題を抱える女性等」に、「希望」を「意向」に、「措置をとる」を「援助を行う」に改め、同条第2号中「に一時保護する」を「において一時保護を行う」に改め、同条第3号中「婦人保護施設」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設」に改める。

第3条中「要保護女子等」を「困難な問題を抱える女性等」に、「を希望するときは、復帰のための便宜を計る」を「を希望する旨の意向が示された場合においては、復帰のための援助を行う」に改める。

第4条中「要保護女子等」を「困難な問題を抱える女性等」に改める。

第5条中「要保護女子等」を「困難な問題を抱える女性等」に、「収容保護」を「自立支援」に改める。

第6条第1項中「収容保護」を「自立支援」に、「要保護女子等」を「困難な問題を抱える女性等」に、「更生正状況、心身の状況等を勘案して退所させることを適当」を「心身の状態を考慮し、自立した生活が可能である」に改め、同条第2項中「要保護女子等」を「困難な問題を抱える女性等」に改める。

第7条第1項中「要保護女子等」を「困難な問題を抱える女性等」に改め、同条第2項中「要保護女子等の措置」を「困難な問題を抱える女性等の援助」に改める。

様式第2号中「入所許可申請書」を「女性自立支援施設入所許可申請書」に、

「電話（ ） ー 番」

を

「電話（ ） ー 」

に、

「下記」を「以下」に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

様式第3号中「収容保護委託書」を「自立支援委託書」に、「殿」を「様」に、「下記」を「以下」に、「収容保護を」を「自立支援を」に、「収容保護者氏名」を「氏名」に、「収容保護委託番号」を「委託番号」に、「収容保護の」を「支援」に改める。

様式第4号中「収容保護委託年月日」を「自立支援委託年月日」に、「指導上」を「支援上」に改める。

様式第5号中「収容保護開始報告書」を「自立支援開始報告書」に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「下記」を「以下」に、「当施設に収容保護しました」を「から自立支援を開始しました」に、「収容保護者氏名」を「氏名」に、「収容保護委託番号」を「委託番号」に改める。

様式第6号中「収容保護廃止協議書」を「自立支援廃止協議書」に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「下記」を「以下」に、「許可の申請があり審査したところ」を「申請があり、退所が」に、「退所者氏名」を「氏名」に、「収容保護番号」を「委託番号」に、「収容保護廃止に」を「自立支援廃止に」に、「及び指導」を「及び支援」に、「生活指導」を「生活における支援」に改める。

様式第7号中「収容保護廃止承認通知書」を「自立支援廃止承認通知書」に、「殿」を「様」に、「年 月 日第 号」を「年 月 日付け第 号」に改める。

様式第8号中「殿」を「様」に、「下記」を「以下」に、「措置」を「援助」に改める。

(兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和35年兵庫県規則第19号)の一部を次のとおり改正する。

第41条の2第1号ウ中「売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第1項」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第9条第1項」に、「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和42年兵庫県規則第73号)の一部を次のとおり改正する。

第6条の2第1号中「禁錮(こ)」を「禁錮」に改め、同条第2号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。